

第 4 回法制・基本問題小委員会ヒアリング資料

独立行政法人国立美術館情報企画室 室長
東京国立近代美術館情報資料室 室長
水谷 長志
takeshim@momat.go.jp

1. 国立美術館におけるデジタルアーカイブについて

・取組状況について

1990年代半ばより国立美術館においては、「所蔵作品管理システム」「ネットワークシステム」および「ホームページの開設」につとめており、下記の実績を継続している。

(1) 独立行政法人国立美術館所蔵作品総合目録検索システム

<http://search.artmuseums.go.jp/>

(2) VPN (Virtual Private Network) による安定的ネットワーク運営

(3) 東京国立近代美術館フィルムセンター所蔵映画フィルム検索システム

<http://nfd.momat.go.jp/>

特に(1)の派生的成果として、

a. 国立美術館版 想-IMAGINE

<http://imagine.artmuseums.go.jp/index.jsp>

b. 国立美術館「遊歩館」

<http://search.artmuseums.go.jp/yuuhokan/>

c. 文化庁「文化遺産オンライン」および国立国会図書館「サーチ」との DB 連携

を実装しており、a. b. c. のいずれも国立情報学研究所との共同研究開発によるものである。

・アーカイブおよび利活用に当たっての問題点

別紙「独立行政法人国立美術館（4館）所蔵作品総合目録における画像掲載の許諾状況 2013.03.25」の通り、国立美術館の所蔵作家の 8 割強が著作権の生きている作家であり、アーカイブの公開に当たっては、すべて許諾を得た上でなければ、利活用できないと認識している。

2. 裁定制度の利用における現状と課題について

・申請状況について

別紙「独立行政法人国立美術館（4館）所蔵作品総合目録における画像掲載の許諾状況 2013.03.25」の通り、平成 18 年度より継続して、「総合目録」での画像掲載の許諾について、依頼文書の発行を行っている。送付件数 1,715 の内、宛先不明による返送が 149 件 (8.69%)・無回答が 176 件 (10.26%) であり、325 件 (18.95%) については、現在、保留の状況にある。これらの内、前者は「裁定申請」の候補になるかと思われるが、現在の許諾処理の作業を全品目にわたって一巡した段階で、改めて申請の可能性を検討したいと考えている。

・裁定申請に当たっての著作権者探索等に係るコストについて（「相当な努力」の要件等について）

許諾に関わる作業において、「相当な努力」のア～ウはほぼ必ず実施し、場合によってはオについても行っている。上記の「宛先不明による返送」に当たる作家の内、エに相当する画集等著作物を持つ作家は極めて稀であると予想される。現行の許諾処理にあたる人件費等を越えて、さらに作業量の拡大およびカの「広告」等を実施するための予算措置は、現在のところ想定されていない。

別紙

独立行政法人国立美術館（4館）所蔵作品総合目録における画像掲載の許諾状況 2013.03.25

<http://search.artmuseums.go.jp/>

調査年度 (下段は%)	ジャンル	調査対象作家数	送付件数	諾	否	宛先不明返送	無回答	返送+無回答
		1,733	1,715	1,373	17	149	176	325
				80.06	0.99	8.69	10.26	18.95
平成18年度	日本画	263	266	213	4	23	26	
平成19年度	油彩その他	482	487	397	5	42	43	
平成20年度	彫刻	190	196	150	3	20	23	
平成21年度	版画	268	266	212	0	26	28	
平成22年度	写真	73	75	66	0	2	7	
平成23年度	水彩・素描・その他	241	243	178	5	33	27	
平成24年度	工芸[陶磁]	216	182	157	0	3	22	

所蔵作家数 (4館単純総和)	5,194	
著作権無し作家数 (4館単純総和)	929	17.89 %
著作権有り作家数 (4館単純総和)	4,265	82.11 %

調査対象作家数と送付件数の誤差について

①作家1人に複数の著作権者が存在

②原則、日本美術家連盟等に所属、著作権業務が委託された作家については文書を送付せず
(送付の時点で加盟の有無が不明で発送などの例外有り)

③調査時に著作権者および連絡先が判明しなかった作家は文書を送付できず